

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>○東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成11年12月 1 日東京都板橋区条例第49号</p> <p>目次 (略)</p> <p>前文 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、<u>資源物の再利用を促進するとともに、廃棄物及び資源物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 同右</p> <p>2 同右</p> <p>(1) 同右</p> <p>(2) 同右</p> <p>(3) 同右</p> <p>(4) <u>資源物 廃棄物のうち、古紙、びん、缶等、再利用の対象となる物として板橋区規則（以下「規則」という。）で定める資源物をいう。</u></p> <p>(5) <u>再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。</u></p> <p>(6) <u>集積所 区民及び事業者が廃棄物及び資源物を集積する場所として規則で定める場所をいう。</u></p> | <p>○東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成11年12月 1 日東京都板橋区条例第49号</p> <p>目次 (略)</p> <p>前文 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の例による。</p> <p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。</p> <p>(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。</p> <p>(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。</p> <p>(本号追加)</p> <p>(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。</p> <p>(本号追加)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第3条～第12条 (略) (資源物収集、再利用等)</p> <p>第13条 同右</p> <p>2 区長は、資源物の収集等を行うことにより、廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。</p> <p>3 同右</p> | <p>第3条～第12条 (略) (資源物収集、再利用等)</p> <p>第13条 区長は、廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画を定めなければならない。</p> <p>2 区長は、資源物(区長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集等を行うことにより、廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。</p> <p>3 区長は、物品の調達に当たっては、再生品等の環境に配慮した製品を選択する等により、自ら廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に努めなければならない。</p> |
| <p>第14条～第18条 (略) (事業用大規模建築物の所有者等の義務)</p> <p>第19条 事業用の大規模建築物で、規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第20条～第33条の2 (略) (計画遵守義務等)</p> | <p>第14条～第18条 (略) (事業用大規模建築物の所有者等の義務)</p> <p>第19条 事業用の大規模建築物で、板橋区規則(以下「規則」という。)で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第20条～第33条の2 (略) (計画遵守義務等)</p> |
| <p>第34条 土地又は建築物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第4章、第72条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建築物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別し、規則で定める各別の容器又は袋(以下「容器等」という。)に収納して集積所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器等及び当該容器等を持ち出しておく集積所を常に清潔にしておかなければならない。</p> | <p>第34条 土地又は建築物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第4章、第72条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建築物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別し、規則で定める各別の容器又は袋(以下「容器等」という。)に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器等及び当該容器等を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(収集又は運搬の禁止等)</p> | <p>(資源物の帰属)</p> |
| <p>第34条の2 集積所に置かれた資源物については、区及び区長が指定する事業者以外のものは、これを収集し、又は運搬してはならない。</p> | <p>第34条の2 前条第1項の規定により所定の場所に持ち出された資源物の所有権は、区に帰属する。この場合において、区長が指定する事業者以外のものは、区に帰属する資源物を収集し、又は運搬してはならない。</p> |
| <p>2 前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者は、その収集し、又は運搬した資源物を原状に復さなければならない。</p> | <p>(本項追加)</p> |
| <p>3 区長は、第1項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう警告することができる。</p> | <p>(本項追加)</p> |
| <p>4 区長は、前項の警告に従わない者に対し、資源物の収集及び運搬を行わないよう命令することができる。</p> | <p>(本項追加)</p> |
| <p>5 区長は、前項の命令に従わない者について、前項の命令に従わない旨並びに氏名及び住所その他必要な事項を公表することができる。</p> | <p>(本項追加)</p> |
| <p>6 第3項及び第4項の規定による警告又は命令については、東京都板橋区行政手続条例(平成7年条例第31号)第3章の規定は、適用しない。</p> | <p>(本項追加)</p> |
| <p>第35条～第75条 (略)</p> | <p>第35条～第75条 (略)</p> |
| <p>第76条 同右</p> | <p>第76条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> |
| <p>(1) 同右</p> | <p>(1) 第31条第4項の規定による命令に違反した者</p> |
| <p>(2) 同右</p> | <p>(2) 第42条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者</p> |
| <p>(3) 同右</p> | <p>(3) 第45条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者</p> |
| <p>(4) 同右</p> | <p>(4) 第50条第3項の規定による命令に違反した者</p> |
| <p>第76条の2 第34条の2第4項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(本条追加)</p> |
| <p>2 前項の違反行為をした者が、常習として第34条の2第1項の規定に違反したときは、50万円以下の罰金に処する。</p> | |
| <p>第77条 同右</p> | <p>第77条 第39条(第46条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第78条 同右</p> <p>第79条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前4条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>付 則 (略)</p> <p>別表 (第51条・第54条関係) (略)</p> | <p>第78条 第50条第1項の規定による届出をしなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第79条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前3条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>付 則 (略)</p> <p>別表 (第51条・第54条関係) (略)</p> |